

山梨県公報

第二千二十号

平成二十二年

二月二十二日

月 曜 日

目次

急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件).....	八一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	八二
公告	
換地処分の実施.....	八五
公共測量の実施.....	八六
建築士法に基づく監督処分.....	八六
監査委員	
住民監査請求の監査結果.....	八六

告示

山梨県告示第四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月二十二日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
	一	南巨摩郡	身延町	切石	向坂	山神下	七三七	
	二	同	同	同	同	同	同	七四四
	三	同	同	同	同	同	同	同

山梨県告示第五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月二十二日

山梨県知事 横内正明

三十一	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
向坂	同	山神下	同	向坂	同	同	同	同	同	山神下	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七三七	同	七四四	同	七三〇	同	七五一	同	七五一	同	七五二	同	七二八	同	七二六	同	七二四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十六号まで

急傾斜地崩壊危険区域
での標柱を順次結んだ線及び標柱番号十六号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

藤の木	標柱番号	郡	町村	大字	字	地番
一	甲斐市	同	同	同	上ノ田	三六九
二	同	同	同	同	菩提	五〇六
三	同	同	同	同	同	同
四	同	同	同	同	同	同
五	同	同	同	同	同	同
六	同	同	同	同	同	同
七	同	同	同	同	上ノ田	三三四
八	同	同	同	同	同	同
九	同	同	同	同	同	三三六
十	同	同	同	同	同	同
十一	同	同	同	同	同	三三七
十二	同	同	同	同	同	三三八
十三	同	同	同	同	同	同
十四	同	同	同	同	同	三六三
十五	同	同	同	同	同	同
十六	同	同	同	同	同	三六四

山梨県告示第五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月二十二日

山梨県知事 横内 正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示

小菅村

橋立上	急傾斜地の崩壊
橋立 1	急傾斜地の崩壊
橋立 2	急傾斜地の崩壊
池ノ尻 1	急傾斜地の崩壊
池ノ尻 2	急傾斜地の崩壊
川久保	急傾斜地の崩壊
田元	急傾斜地の崩壊
山沢 1	急傾斜地の崩壊
山沢 2	急傾斜地の崩壊
井狩	急傾斜地の崩壊
白沢 1	急傾斜地の崩壊
白沢 2	急傾斜地の崩壊
余沢の 2	急傾斜地の崩壊
余沢の 4 1	急傾斜地の崩壊
余沢の 4 2	急傾斜地の崩壊
余沢の 1 1・東部	急傾斜地の崩壊
余沢の 1 2	急傾斜地の崩壊
余沢の 3	急傾斜地の崩壊

次の図のとおり
(図面省略)

山沢	池ノ尻	橋立	森 2	森 1	長作の 2	長作の 3	長作	吉野 2	吉野 1	小永田 3	小永田 2	小永田 1	白沢の 3 2	白沢の 3 1	白沢の 2	金風呂 2	金風呂 1	大成
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

天ノ久保	上割間沢	西沢	ナガサス沢	山沢川	川上沢	井狩沢	作の宮川	沢入沢	日影沢	井戸沢	大長作川	神楽入沢	森上	長作の 2	長作	吉野	大成	山沢の 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

小菅村	市町村名															
	橋立上	土砂災害特別警戒区域の名称	小永田上 7	小永田上 6	小永田上 5	小永田上 4	小永田上 3	小永田上 2	小永田上 1	余沢	大成沢	大茶ア入沢	竹の沢	小峰沢	宮川 2	宮川 1
	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	(図面省略) 次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項														

大成	余沢の3	余沢の1 2	余沢の1 1・東部	余沢の4 2	余沢の4 1	余沢の2	白沢 2	白沢 1	井狩	山沢 2	山沢 1	田元	川久保	池ノ尻 2	池ノ尻 1	橋立 2	橋立 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山沢 の2	山沢	池ノ尻	橋立	森 2	森 1	長作の 2	長作の 3	長作	吉野 2	吉野 1	小永田 3	小永田 2	小永田 1	白沢の 3 2	白沢の 3 1	白沢の 2	金風呂 2	金風呂 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

公 告

● 換地処分の実施
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

大成沢	竹の沢	小峰沢	宮川 1	天ノ久保	上割間沢	西沢	井狩沢	作の宮川	井戸沢	大長作川	神楽入沢	森上	長作 の2	長作	吉野	大成
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

県営畑地帯総合整備事業春日居第一地区の換地処分を平成二十二年二月十日実施した。
平成二十二年二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十二年二月四日付けで南アルプス市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成二十二年二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（道路台帳補正）
- 二 作業期間 平成二十二年二月二十二日から平成二十三年二月二十八日まで
- 三 作業地域 南アルプス市 全域

● 建築士法に基づく監督処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十二年二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 監督処分をした年月日 平成二十二年二月十五日
- 二 監督処分を受けた建築士事務所
 - 1 名称及び所在地
 - 伊藤構造建築研究所二級建築士事務所
 - 大月市脈岡町強瀬六百二十三番地四
 - 2 開設者の氏名
 - 伊藤智和
 - 3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
 - 二級建築士事務所
 - 4 登録番号
 - 山梨県知事登録第二 一七三三三八号
- 四 処分の内容 平成二十二年三月一日から三月間の建築士事務所の閉鎖
- 五 処分の原因となった事実 建築士事務所を管理する建築士が、東京都知事から建築士法第十条第一項に基づく懲戒処分を受けたこと。

監査委員

山梨県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求の監査結果を次のとおり公表する。
平成二十二年二月二十二日

山梨県監査委員 戸 島 義 人
同 中 込 孝 元

山梨県知事措置請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求の受付

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく山梨県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、平成21年12月24日、山梨市 A外7名（以下「請求人」という。）から提出された。

2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面にに基づき、請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨を概ね次のとおりと解した。

- (1) 山梨県県議会議員河西敏郎は、平成20年度分の政務調査費のうち、合計金1,129,000円を別紙支出状況一覧表(1)記載のとおりに支出しております。同保延実は、平成20年度分の政務調査費のうち、合計金855,000円を別紙支出状況一覧表(2)記載のとおりに支出しております。同清水武則は、平成20年度分の政務調査費のうち、合計金708,243円を別紙支出状況一覧表(3)記載のとおりに支出しております。同土橋亨は、平成20年度分の政務調査費のうち、合計金609,000円を別紙支出状況一覧表(4)記載のとおりに支出しております。
- (2) これらの支出は、いずれも研修費という名目で支出されておりますが、山梨県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月30日山梨県議会訓令甲第1号）には、研修費の使途基準について、「会費、交通費、宿泊費等の各種の団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員が雇用する秘書の参加に要する経費」と定められております。
- ところで、これらの支出は、各議員の別紙支出状況一覧表記載のとおり、いずれも毎月1回の周期で定期的に行われる会合に対する会費として支出されております。しかも、これらの会合は、その多くが毎月特定の日あるいは曜日に開かれています。たとえば、5日会ならば毎月5日に、8日会ならば毎月8日に、23会ならば毎月23日に、という具合であります。
- これらのことからして、これらの会合は、無尽会であると考えざるを得ません。無尽は古くから庶民の金融の一形態として発展したものです。現在では職場や友人、地域などの親睦を目的として行われています。山梨県は沖縄県などと共に無尽会の盛んなところ。多くの場合、一ヶ月に1回のペースで開催されるもので、飲み無尽、旅行無尽など、金融以外の目的で行われているようです。ただし、どのような無尽会でも飲酒はつきものです。別紙支出状況一覧表(1)ないし(4)の支出は、研修費の名目ではありますが、たとえば議会報告というもので阿多（「あった」とみなす）としてもそれは飲酒の前、あるいは飲酒の最中に「報告」されたと

いう程度のものであり、その実態は「飲み会」であろうと考えられます。仮にいわゆる無尽ではないとしても、飲酒や飲食を目的とした会合であろうと思われま

こうした会合への支出が研修費の前記用途基準を満たしていないことは明らかです。

(3) よって、監査委員におかれましては、山梨県知事に対し、次のとおり勧告されま

すよう求めます。
山梨県知事は、山梨県県会議員河西敏郎に対し金1,129,000円を、同保延実に対し金855,000円を、同清水武則に対し金708,243円を、同土橋亨に対し金609,000円を、山梨県に返還させること。

事実を証する書面

- ・別紙支出状況一覧表(1)～(4)

第2 請求の要件審査

本件措置請求について、法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成22年1月5日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件措置請求は、政務調査費の用途基準の運用の適否について判断するものであり、土屋直委員及び棚本邦由委員は、直接の利害関係を有しているため、法第199条の2の規定により除斥とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成22年1月25日、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、証拠の追加提出があり、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 証拠の提出

①保延実議員、清水武則議員、土橋亨議員のそれぞれについて、会合の内容等が記録された調査研究活動記録票のコピー及び県外調査の調査内容等が記載された県外調査活動状況のコピーが提出された。

(2) 陳述の要旨

①保延実議員は、平成20年8月26日に甲斐市で厚志会に出席し、また平成20年8月28日に甲斐市で天狗会に出席し意見交換会を行っているが、同日は県外調査(島根県、

山口県)に出張している。本当に意見交換会を行ったのか調査すべきである。

- ②清水武則議員は、平成20年8月26日に韮崎市で地元市民と企業立地計画推進について話し合いをしているが、同日は県外調査(宮城県、山形県)に出張している。本当に研修費として会費、ガソリン代を支出したのか。
- ③土橋亨議員は、平成20年9月2日に甲府市で異業種交流会に出席し、また平成20年9月3日に甲府市でやまびことおる会に出席しているが、同日は県外調査(岩手県・福島県)に出張している。本当に研修会に出席したのか。
- ④いずれも架空支出ではないのか。

3 監査対象事項

本件措置請求に係る山梨県議会議員河西敏郎(以下「河西議員」という。)、同保延実(以下「保延議員」という。)、同清水武則(以下「清水議員」という。)、同土橋亨(以下「土橋議員」という。)に対する政務調査費の支出(以下「本件支出」という。)について、次の点を判断することとした。

- (1) 違法・不当な点が認められるかどうか。
- (2) 違法・不当な点が認められる場合は、山梨県の損害の範囲と山梨県知事に対する損害補填の措置。

4 監査対象部局

議会事務局

5 監査の方法

法第242条第4項の規定による監査は、次の方法で実施した。

- (1) 書類調査
議会事務局に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。
- (2) 陳述の聴取
議会事務局に対し、平成22年1月25日に陳述の聴取を行ったところ、概ね次の趣旨の陳述があった。

1 主張事実の確認

- ① 政務調査費収支報告書の訂正に伴う相違点について
河西議員他3名は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として平成20年度分政務調査費の交付を受け、調査研究活動を行い、その収入及び支出の状況を記載した平成20年度政務調査費収支報告書を議長に提出した。
また、その後、河西議員、保延議員及び清水議員は、収支報告書に記載した支出

の一部を削除することとして、平成20年度政務調査費収支報告書を訂正する旨の文書を議長に提出するとともに、残余が生じた河西議員は、残余の額に相当する額を山梨県に返還した。

河西議員、保延議員及び清水議員が政務調査費収支報告書の一部を訂正したため、山梨県職員措置請求書中1に記載の支出額及び別紙支出状況一覧表(1)～(3)に誤りがある。

○河西議員	正	504,000円	誤	1,129,000円
○保延議員	正	615,000円	誤	855,000円
○清水議員	正	0円	誤	708,243円

② 研修費の充当額及び内訳の相違点について

山梨県職員措置請求書中1に記載の土橋議員の支出額及び別紙支出状況一覧表(4)に誤りがある。

○総額	正	629,000円	誤	609,000円
○内訳				
NMCグループ	正	60,000円	誤	55,000円
明清会	正	30,000円	誤	25,000円
一友会	正	60,000円	誤	55,000円
義理恩会	正	60,000円	誤	55,000円

2 措置請求に対する意見

① 請求人の主張について

請求人は、本件支出に係る意見交換会は無尽会であり、「その実態は「飲み会」であろうと考えられ」、「飲酒や飲食を目的とした会合であろうと思われ」るため、こうした会合への支出が使途基準を満たしていないことは明らかであると主張する。

しかし、本件支出に係る意見交換会を無尽会又は飲み会とみなし、飲食を目的としたものであると即断することには首肯できない。それぞれの意見交換会について、政務調査費の支出の対象となる議員の調査研究活動の一環として参加したものであるか、また、実質的な調査研究活動が行われたかとの観点から目的、参加者、意見交換や情報交換の状況等を精査の上、使途基準等に照らして支出の適否が判断されるべきである。

② 政務調査費による飲食費の支出について

「議員が住民からの要望及び意見の聴取並びに住民との意見交換のために行う活動」は、議員の調査研究活動の一環と考えられている(本県議会の政務調査費の運用指針)。

そして、日中の仕事に忙しい住民側の都合に配慮して意見交換会が夜間に開催される場合が多々あり、そうした際には飲食を伴うことも無理からぬところである。

そこで、本県議会では、運用指針において、「実質的な意見交換が中心である場合に充当できる。」、また、「会費の額が明確かつ社会通念上妥当な範囲の場合に限り、懇談会費を充当できる。ただし、5,000円を上限とする。」と規定して、政務調査費による飲食費の支出を容認している。

この点について、裁判例では、次のような見解を示している。

- 平成19年10月12日 長野地方裁判所 平成17年(行ウ)第16号
調査研究の場において、目的達成の上で、関係者と飲食等をすることもあり得るところであり、飲食を伴う会合の会費についても、県の事務及び地方行財政に関する調査研究に伴い、社会通念上相当と認められる範囲において、調査研究のための一種の経費として、政務調査費を充てることができるかと解するのが相当である。
- 平成20年2月4日 名古屋高等裁判所 平成18年(行コ)第8号
政務調査費を飲食代金として会議費項目で支出することは、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ金額についても社会通念上相当であると具体的に認められない限り、本件用途基準に反するというべきである。

③ 意見交換会の必要性、妥当性について

そこで、本件支出に係る意見交換会の必要性、支出額の妥当性について検討を加える。

I 意見交換会の必要性

議員が政策を立案し、県政課題のあるべき姿を模索し、あるいは議会で審議する案件について賛否を判断するに当たっては、事案の概要や自らの意見を説明した上で、それに対する住民の意思を十分に把握することが必要不可欠である。また、地域にどのような課題があるのかについて住民の意向を聴くことも、重要な議員活動の一環である。そして、使途基準に合致する範囲内でいかなる手法により調査研究活動を行うかは議員の自由な選択によるところであり、議員が住民との意見交換を行うに当たって、定期的に行われる少人数のグループによる会合を活用することは、容認されるべきものである。

次に、それぞれの意見交換会において活発な意見交換等が行われたかであるが、各議員から提出された政務調査費収支報告書によると、

ア 県政の重要課題について議員から状況や自らの意見を説明した上で、当該事項に直接の利害関係がない一般県民の観点から率直な意見を聴くもの

(例) 県立病院の独立法人化(河西議員、土橋議員)、縣市連携事業(河西議員、土橋議員)、明野産業廃棄物最終処分場、介護保険制度、スポーツの振興(河西議員)など

イ 地域の課題であって、議員が知らない、または十分に把握していない事項について住民の意見を聴くもの

(例) 地域のインフラ整備(県道交差点の改修、河川の改修等)(河西議員、保延議員)、地域の農業振興(河西議員、保延議員)、地域の商業振興(保延議員)など

ウ 県議会における議員の活動を報告して、住民の意見を聴くもの

(例) 県議会定例会における代表質問、一般質問又は委員会での質疑のための意見聴取及び実施状況の報告(河西議員、保延議員、土橋議員)

など、いずれも県の事務及び地方行財政に関連する事項について議論されたことが解る。

さらに、各議員は、ここでの意見等を踏まえ、県議会定例会等で質疑を行い、地域の声を県政に反映させるよう努めている。主な質疑は、次のとおりである。

・河西議員

- 平成20年7月4日 教育厚生委員会
総合型地域スポーツクラブについて
- 平成20年7月7日 教育厚生委員会
県立病院の経営形態の見直しについて
- 平成20年12月11日 12月定例会一般質問
地上デジタル放送への対応について
農村女性の活動に対する支援について
中央市西花輪交差点等の改良について
鎌田川の河川改修について

・保延議員

- 平成20年10月2日 9月定例会一般質問
原油高騰に対する中小企業対策について
- 平成21年2月26日 2月定例会一般質問
中小企業への金融対策について
農業の担い手の確保・育成について
甲斐市内の治安対策について
- 平成21年3月6日 農政商工観光委員会
中心市街地再生モデル事業費補助金について

・土橋議員

- 平成20年7月3日 6月定例会一般質問
県立病院の経営形態の見直しについて
- 平成20年10月16日 決算特別委員会
研磨宝飾業界に対する助成について
- 平成20年10月22日 決算特別委員会
県立病院の経営形態の見直しについて
- 平成20年11月6日 決算特別委員会
県立病院の経営形態の見直しについて

以上のとおり、意見交換会においては県の事務及び地方行財政に関連する事項についての意見交換及び情報交換が行われ、各議員は、その成果を県議会での質疑という形で生かしていることが認められる。

II 支出額の妥当性

政務調査費の支出額は、1回の意見交換会につき5,000円を上限としている。これは、議員本人が飲食する際に要する費用を想定したものであり、社会通念上妥当な額である。

④ 返還を求める金額について

請求人は、使途基準等に合致しない支出の全額を県に返還するよう主張する。
しかし、政務調査費は、交付額から議員が調査研究活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の返還を求めるものである。

したがって、仮に使途基準等に合致しない支出があったとしても、議員が返還すべき額は、交付額から使途基準等にしたいがい適正に支出した総額を控除して算出されるものである。

⑤ 結論

②及び③に記載のとおり本件支出に係る意見交換会は、県の事務及び地方行財政に関連する事項についての意見交換等を目的としたものであり、かつ、実質的な意見交換が行われている。

したがって、「飲酒や飲食を目的とした会合であろうと思われ」るため、こうした会合への支出が使途基準を満たしていないとの主張には、理由がない。

(3) 関係人の調査

本件措置請求の監査に当たっては、法第199条第8項の規定に基づき、清水議員を除く3名の議員に対し、関係人調査を行った。

関係人調査は、各議員に次の調査項目を記載した調査票を配布し、提出を求めた。

また、調査票の提出と併せて会の目的や内容が確認できる規約、会則及び事業報告書の写しなどの提出も求めた。

調査項目

- ①本件請求の監査対象となっている政務調査費を会費として支出した会の目的と内容
- ②構成員
- ③飲食前の研修の時間
- ④飲食を伴う懇談会の時間
- ⑤会費の総額
- ⑥県の事務及び地方行財政との関係について

関係人調査の結果、各議員から調査票が提出されたが、会の目的や内容が確認できる規約、会則及び事業報告書の写しなどは提出されなかった。

第4 監査結果及び判断

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求について、清水議員に対する請求は、請求に係る事実が存在しないため却下することとし、河西議員、保延議員及び土橋議員に対する請求については、いずれも勧告の必要がないものと判断する。

以下、請求書及び請求書に添付された事実を証する書面、平成22年1月25日に実施した請求人の陳述、監査対象部局への監査及び関係人調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

関係書類の調査及び関係人調査により、次の事実を確認した。

(1) 政務調査費に関する諸規定の内容

ア 地方自治法の規定

法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定する。

イ 政務調査費の使途の限定及び使途基準

山梨県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月29日山梨県条例第2号。以下「本件条例」という。）において、「会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。」と規定されている（第9条）。そして、同条例に基づき定められた山梨県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月30日山梨県議会訓令甲第1号。以下「本件規程」という。）によれば、政務調査費の使途基準（以下「本件使途基準」という。）は次のとおりである（第4条）。

議員分（別表第2）

項目	内容
調査研究費	調査委託費、交通費、宿泊費等の議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会費、交通費、宿泊費等の各種の団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員が雇用する秘書の参加に要する経費
会議費	会場費、機材借り上げ費、資料印刷費等の議員が行う地域住民の県政に関する要望又は意見を収集するための会議に要する経費

資料作成費	印刷・製本費、原稿料等の議員が議会の審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	書籍購入代、新聞雑誌購読料等の議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	広報紙、報告書等の印刷費、送料、交通費等の議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務費	事務用品及び備品の購入費、通信費等の議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
人件費	給料、手当、賃金等の議員が行う調査研究を補助する者を雇用する経費
事務所費	事務所の賃借料、管理費等の議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費

ウ 収支報告書の作成・提出義務等

政務調査費の交付を受けた議員は、毎年度当該年度の収入及び支出について、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない(本件条例第10条1項)。任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支を、収支報告書により当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない(同条第3項)。

収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書の写しその他別に定める書類を添付しなければならない(同条第4項)。別に定める書類は、調査研究活動記録票、政務調査費支出証明書である(本件規程第5条2項)。議長は、収支報告書等の提出があったときは、その写しを、知事へ送付するものとする(本件規程第6条)。

エ 議長の調査

議長は政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書等の写しが提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする(本件条例第11条)。

オ 証拠書類の整理保管等

提出された収支報告書等は、これを受領した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない(本件条例第13条1項)。

会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない(本件規程第7条)。

カ 政務調査費の返還

知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（本件条例第12条）。

キ 議会事務局における政務調査費の支出に係る執行体制について

議会事務局長は、山梨県財務規則第3条に基づき、知事の事務の委任を受け、配当を受けた歳出予算（政務調査費）の範囲内において支出負担行為及び支出命令を行っている。

また、議会事務局長は、山梨県議会事務局規程に基づき議長の命を受け、議会に関する事務を掌理し所属職員を指揮監督すること、総務課の事務分掌として政務調査費に関することが規定されている。この規定を受けて、総務課職員を中心に16名の議会事務局職員が会派・議員ごとに2人一組のチームを組んで提出された収支報告書の審査を行った。

(2) 山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部改正の経緯について

ア 地方分権一括法の改正施行

- ・昭和47年4月、山梨県政務調査研究費交付要綱に基づき、会派に調査研究費を交付
- ・平成12年4月の地方分権一括法の改正施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大し、地方議会についてもその機能や役割がさらに大きくなり、活性化とその審議能力の強化をしていくことが必要不可欠となった。
- ・議員の調査研究活動基盤の充実を図る観点から、平成12年5月に地方自治法が一部改正され、条例に基づき政務調査費が交付されることとなった。
- ・本県においても、この地方自治法の規定に基づき、平成13年4月1日から「山梨県政務調査費の交付に関する条例」を施行し、会派及び議員に交付することとした。

イ 法改正後

- ・平成12年5月の地方自治法の一部改正以降、使途の透明性の確保や情報公開度の向上の必要性について議論されはじめる中、地方議会において使途の透明性を求めている住民監査請求や住民訴訟が提起され、その結果、返還を勧告された事例が生じてきた。
- ・このような状況の中、本県議会においても、議会改革協議会、同作業部会、全員協議会等で協議を重ねたうえで、平成20年4月1日、議会改革の一環として、政務調査費のより一層の透明性の向上を図るため、収支報告書への領収書等の添付を義務づけた「山梨県政務調査費の交付に関する条例」が改正施行された。

(3) 「政務調査費の手引き」の平成20年4月1日施行までの経緯について

ア 「政務調査費の手引き」の制定の経過

政務調査費の使途基準については、「山梨県政務調査費の交付に関する条例」第9条を受けた、山梨県政務調査費の交付に関する規程第4条で定められている。

政務調査費のより一層の透明性の向上を図るため、平成20年4月1日から収支報告書への領収書等の添付を義務づけた「山梨県政務調査費の交付に関する条例」が改正施行された。

この施行に合わせて、議会改革協議会・同作業部会を開催する中で、使途基準の明確化・具体化を図り、政務調査費の充実に際しての判断基準となる「使途基準の運用指針」（以下「運用指針」という。）を平成20年3月に策定した。

イ 「政務調査費の手引き」の性格及び議員等への周知

「政務調査費の手引き」（以下「手引き」という。）は、この運用指針を含めた条例、規程（使途基準）、各種様式、事務処理方法等を網羅して、実務を行うに当たっての参考とするために作成した資料である。

また、「手引き」の各議員への周知については、平成20年3月12日に開催された全員協議会で説明・配布するとともに、各議員からの相談等の際などに説明している。

ウ 運用指針の記載内容（抜粋）

II 使途基準の運用指針等【1 総論】

項目：総論

運用指針

1. 実費充当の原則

調査研究活動は、会派、議員の自発的な意思に基づいて行われることから、政務調査費は社会通念上妥当なものであることを前提とし、調査研究活動に要した費用の一部として充当することを原則とします。

2. 按分にあたっての指針

議員等の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動など多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合が多いため、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適當な場合にあっては、時間などの実績を取り、その比率によって区分することが本来であります。

しかし、明確に区分できない場合もありますので、その場合は一般的と考えられる比率で按分することとし、按分の比率は1/2（または1/4）を上限とします。

3. 会派の調査研究活動

会派の調査研究活動を会派所属議員が分担して実施する場合は、総会での決定など会派としての意思決定を行う必要があります、また、役割を受け持った議員は、活動終了後、会派に対して一定の報告を行う必要があります。

4. 充当適否の最終判断

使途基準の運用指針は、充実に際しての判断基準を示すものですが、調査研究活動の形態は、それぞれの会派、議員により異なり、また、政務調査費の使途の説明責任は、会派、議員にありますので、個々の事案に係る充当適否の判断は、最終的には会派、議員が行うこととなります。

5. 調査研究活動

会派、議員の活動は多岐に渡り、議会活動、政治活動など渾然一体となっていますので、調査研究活動を一概に定義することは困難です。参考ではありますが、一つの考えとして、次のようなものがあります。

【調査研究活動とは】

- ①会派、議員が県政の一般課題、議会で審議する案件について行う調査研究及び情報収集のための活動
- ②会派、議員に政治家、行政関係者又は民間の団体との意見交換及びそれらの者から情報収集を行うための活動
- ③会派、議員が住民からの要望及び意見の聴取並びに住民との意見交換のために行う活動
- ④会派、議員が住民に対して行う広報活動であって、世論の反応を見て、自らの政策立案などの調査研究に資するために行う活動

II 使途基準の運用指針等【2 議員の場合】

項目：研修費

使途基準（規程第4条）

会費、交通費、宿泊費等の各種の団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書の参加に要する経費

対象経費

交通費

宿泊費

会費

その他必要と認められる経費

充当可能な例

○研修会・勉強会への参加

○講演会への参加

充実に適さない経費の例

- 政党活動、選挙活動、後援会活動を目的とする研修会、講演会等への参加費
- 趣味・福利厚生目的の研修会等への参加費
- 飲食を目的とする会合等への参加費
- 議員の個人的な資格要件（経営者など）で加入している団体の会費

運用指針

1. 交通費

調査研究費と同様

2. 宿泊料

調査研究費と同様

3. 会費

- (1) 会費への充実に際しては、会費の支出対象である当該団体等の活動内容や実態が、調査研究活動に適するものである必要がある。
- (2) 議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、実質的な意見交換が中心である場合に充当できる。
- (3) 研修会などに付随する懇談会であって、会費の額が明確かつ社会通念上妥当な範囲の場合に限り、懇談会費を充当できる。ただし、5,000円を限度とする。

(4) 政務調査費の支出及び収支報告書について

ア 山梨県は、平成20年度において、河西議員、保延議員、清水議員、土橋議員のそれぞれに対して、条例の規定に基づき政務調査費 2,760,000円を交付した。

イ 河西議員は、平成21年4月30日に平成20年度政務調査費収支報告書を議長に提出し、研修費1,129,000円を含む政務調査費合計2,820,049円を支出したと報告した。その後、同年10月22日収支報告書を訂正する旨の文書を議長に提出し、研修費625,000円を支出から削除し、研修費支出504,000円、支出合計2,195,049円とそれぞれ訂正した。訂正に伴い、交付を受けた政務調査費の総額に残余が生じたため、残余額564,951円について全額山梨県に返還していた。

したがって、本件措置請求書が提出された時点における研修費の内訳は次のとおりであり、これを監査対象とした。

17日会	5,000円×12回=60,000円
29日会	5,000円×12回=60,000円

9日会	5,000円×6回=30,000円
一和会	3,000円×9回=27,000円
同	5,000円×3回=15,000円
四季の会	5,000円×12回=60,000円
第一金曜会	5,000円×12回=60,000円
ふじみ会	3,000円×12回=36,000円
誠会	5,000円×12回=60,000円
夢の会	5,000円×12回=60,000円
若宮会	3,000円×12回=36,000円
合計	504,000円

なお、山梨県職員措置請求書中別紙支出状況一覧表(1)に「21.2.29 29日会会員 小川屋 5,000」と記載されているが、関係書類の調査の結果、日付は「21.2.28」であることが確認された。また「21.11.9 9日会会員 琴音 5,000」と記載されているが、関係書類の調査の結果、日付は「20.11.9」であることが確認された。

ウ 保延議員は、平成21年4月16日に平成20年度政務調査費収支報告書を議長に提出し、研修費支出903,210円を含む政務調査費合計3,097,823円を支出したと報告した。その後同年10月29日収支報告書を訂正する旨の文書を議長に提出し、研修費240,000円を支出から削除し、研修費支出663,210円、支出合計2,857,823円とそれぞれ訂正した。

したがって、本件措置請求書が提出された時点における研修費の内訳は次のとおりであり、これを監査対象とした。

13日会	5,000円×12回=60,000円
一八会	5,000円×12回=60,000円
33会	5,000円×12回=60,000円
一栄会	5,000円×12回=60,000円
北山会	5,000円×12回=60,000円
厚志会	5,000円×12回=60,000円
さかもと会	5,000円×12回=60,000円
昭明会	5,000円×12回=60,000円
千両会	5,000円×12回=60,000円
立沢会	5,000円×3回=15,000円
天狗会	5,000円×12回=60,000円
小計	615,000円
その他の会費(※)	48,210円
合計	663,210円

(※) 山梨県職員措置請求書中別紙支出状況一覧表(2)に記載の会費には含まれていない。

エ 清水議員は、平成21年4月30日に平成20年度政務調査費収支報告書を議長に提出し、研修費713,243円を含む政務調査費合計3,983,366円を支出したと報告した。その後同年10月22日収支報告書を訂正する旨の文書を議長に提出し、研修費713,243円を支出から削除し、研修費支出0円と、支出合計3,270,123円とそれぞれ訂正した。したがって、本件請求書が提出された時点において、清水議員に対する請求の事実は認められない。

なお、措置請求書には708,243円支出されていると記載されているが、研修費として、その他5,000円が支出されていた。

オ 土橋議員は、平成21年4月30日に平成20年度政務調査費収支報告書を議長に提出し、研修費744,000円を含む政務調査費合計3,141,093円を支出したと報告した。

したがって、本件措置請求書が提出された時点における研修費の内訳は次のとおりであり、これを監査対象とした。

異業種交流会	5,000円×12回=60,000円
やまびことおる会	4,000円×11回=44,000円
政治研究会	5,000円×10回=50,000円
NMCグループ	5,000円×12回=60,000円
山梨経済研究フォーラム11日会	5,000円×12回=60,000円
山彦14日会	5,000円×12回=60,000円
異業種交流十六日会	5,000円×11回=55,000円
明清会	5,000円×6回=30,000円
メイプル会	5,000円×12回=60,000円
口の会	5,000円×6回=30,000円
一友会	5,000円×12回=60,000円
義理恩会	5,000円×12回=60,000円
小計	629,000円
その他の会費(※)	115,000円
合計	744,000円

(※) 山梨県職員措置請求書中別紙支出状況一覧表(4)に記載の会費には含まれていない。

なお、山梨県職員措置請求書中別紙支出状況一覧表(4)では、NMCグループ55,000円、明清会25,000円、一友会55,000円、義理恩会55,000円となっているが、実際の支出額は、NMCグループ60,000円、明清会30,000円、一友会60,000円、義理恩会60,000円となっていた。

また「山梨政治研究フォーラム11日会」、「異業種交流会16日会」と記載されているが、関係書類の調査の結果、会の名称は「山梨経済研究フォーラム11日会」、「異業種交流十六日会」であることが確認された。

2 監査委員の判断

〔1〕 本件支出の適否の判断基準

- ① 政務調査費は、法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、普通地方公共団体の議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付することができるものであるが、「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定しており、本県においても、平成13年に山梨県政務調査費の交付に関する条例（山梨県条例第2号。以下「本件条例」という。）を制定した。
- ② 本件条例第1条において「この条例は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、山梨県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」と規定しており、さらに、本件条例第9条において「会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。」と規定したうえで、本件規程第4条において使途基準が定められているものであり、他に使途基準に関して規定するものはない。
- 使途基準は「研修費」について、「会費、交通費、宿泊費等の各種の団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員が雇用する秘書の参加に要する経費」と定めている。
- ③ 本件条例第9条は、政務調査費の使途について、「会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。」とし、これを受けて、本件使途基準が定められているのであるから、本件使途基準に適合しない使途に政務調査費を支出することは許されない。そして、「各会派が本件使途基準に適合しない使途に政務調査費を支出したときは、その支出は法律上の原因のない違法なものであり、当該会派は、その支出相当額を不当利得として返還すべき義務を負う。」（平成19年10月12日長野地方裁判所判決）こととされている。
- ④ 運用指針は、平成20年4月に、議会改革協議会や全員協議会での協議を経て、議会自らが作成したものであり、政務調査費の適切な支出を担保するための指針を示していることから、条例及び規程を補完するものと認められる。
- したがって、根拠法令等に加えて運用指針を基準として、摘示された議員の政務調査費支出の適否を判断することとした。
- ⑤ 政務調査費は、その使途が限定され、調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることが禁止されている。（実費弁償の原則）（平成19年4月26日仙台高等裁判所判決）
- 運用指針において、実費充当の原則として「調査研究活動は、会派、議員の自発的な意思に基づいて行われることから、政務調査費は社会通念上妥当なものであることを前提とし、調査研究活動に要した費用の一部として充当することを原

則とします。」と規定している。

また、政務調査活動について、「会派、議員の活動は多岐に渡り、議会活動、政治活動など渾然一体となっていますので、調査研究活動を一概に定義することは困難です。参考ではありますが、一つの考えとして、次のようなものがあります。」とし、「①会派、議員が県政の一般課題、議会で審議する案件について行う調査研究及び情報収集のための活動、②会派、議員に政治家、行政関係者又は民間の団体との意見交換及びそれらの者から情報収集を行うための活動、③会派、議員が住民からの要望及び意見の聴取並びに住民との意見交換のために行う活動、④会派、議員が住民に対して行う広報活動であって、世論の反応を見て、自らの政策立案などの調査研究に資するために行う活動」を挙げている。

- ⑥ 運用指針は「研修費」について、充当可能な例として「①研修会・勉強会への参加、②講演会への参加」を挙げ、充実に適さない経費の例として「①政党活動、選挙活動、後援会活動を目的とする研修会、講演会等への参加費、②趣味・福利厚生目的の研修会等への参加費、③飲食を目的とする会合等への参加費、④議員の個人的な資格要件（経営者など）で加入している団体の会費」を挙げている。

また、運用指針は会費について、「（１）会費への充当に際しては、会費の支出対象である当該団体等の活動内容や実態が、調査研究活動に適するものである必要がある。（２）議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、実質的な意見交換が中心である場合に充当できる。（３）研修会などに付随する懇談会であって、会費の額が明確かつ社会通念上妥当な範囲の場合に限り、懇談会費を充当できる。ただし、5,000円を限度とする。」と規定している。

- ⑦ 請求人は、請求の要旨の中で、「これらの支出は、いずれも毎月1回の周期で定期的で開催される会合に対する会費として支出されております。しかも、これらの会合は、その多くが毎月特定の日あるいは曜日に開かれています。これらのことからして、これらの会合は、無尽会であると考えざるを得ません。」と主張している。

しかし、会合の開催日や回数など外形的な形態だけでは、その会合のために支出している会費が使途基準に照らして妥当なものか否かについて、実質的に判断することはできない。

したがって、監査にあたっては、会合の構成員、目的及び内容が、県政に関する調査研究活動に適するものか否か、使途基準に適するものか否かについて、判断していくものとする。

- ⑧ 請求人は、請求の要旨の中で、「どのような無尽会でも飲酒はつきものです。研修費の名目ではありますが、たとえば議会報告というものであったとしてもそれは飲酒の前、あるいは飲酒の最中に「報告」されたという程度のものであり、その実態は「飲み会」であろうと考えられます。仮にいわゆる無尽ではないとしても、飲酒や飲食を目的とした会合であろうと思われれます。こうした会合への支出が研修費の前記使途基準を満たしていないことは明らかです。」と主張している。

しかし、「実態は飲み会である。」との請求人の主張を裏付ける証拠書類は提出されていない。

飲食を伴う会合の会費については、「調査研究の場において、目的達成の上で、関係者と飲食等することもあり得るところであり、飲食を伴う会合の会費についても、県の事務及び地方行財政に関する調査研究に伴い、社会通念上相当と認められる範囲において、調査研究のための一種の経費として、政務調査費を充てることができるのが相当である。」（平成19年10月12日長野地方裁判所判決）との判例もある。

運用指針において「飲食を目的とする会合等への参加費」は、研修費の充実に適さない経費の例として、例示されている。

したがって、監査にあたっては、判断基準として、会合における飲食が「会合の目的」なのか、または「県政に関する調査研究活動に付随したもの」なのか、また、会費への政務調査費の充当額が運用指針の限度額を充たすか否かにより、支出の適否を判断していくものとする。

[2] 以上を前提に、以下、請求人の主張する各支出について個別に検討する。

(1) 河西議員について

① 14日会（5,000円×12回＝60,000円）、20日会（5,000円×6回＝30,000円）、21日会（5,000円×12回＝60,000円）、23日会（5,000円×12回＝60,000円）、2日会（5,000円×12回＝60,000円）、三色会（5,000円×11回＝55,000円）、七福会（5,000円×12回＝60,000円）、親和会（5,000円×12回＝60,000円）、土曜会（5,000円×12回＝60,000円）、とりしん会（5,000円×12回＝60,000円）、八日会（5,000円×12回＝60,000円）については、平成21年10月22日収支報告書を訂正し、研修費625,000円を支出から削除されていることから、県からの政務調査費が充当されている事実は認められない。

② 17日会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

中央市各地区からの集まり、市議会議員、農業者、経営者、会社員等を構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する意見交換

・会の具体的な内容

私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える。

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。

・県政との関連

県立病院や県と中央市の連携、県議会定例会の状況等をテーマとして議論

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可

欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、本件条例及び本件規程第5条第2項に規定された領収書の写し（以下「領収書の写し」という。）及び調査研究活動記録票（以下「活動記録票」という。）はすべて提出されていた。

提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

③ 29日会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

中央市各地区からの集まり、元町長、元町議会議員、元市議会議員、農業者等を構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する意見交換

・会の具体的な内容

私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える。

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。

・県政との関連

県立病院や教育、子育て支援、西花輪交差点等をテーマとして議論

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

④ 9日会 (5,000円×6回=30,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

中央市各地区からの集まり、市議会議員、元町議会議員、経営者等を構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する意見交換

・会の具体的な内容

私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える。

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。

・県政との関連

県立病院や教育、子育て支援、道路整備等をテーマとして議論

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑤ 一和会 (3,000円×9回+5,000円×3回=42,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

中央市各地区からの集まり、市議会議員、市職員、経営者、会社員等を構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する意見交換

・会の具体的な内容

私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える。

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。

・県政との関連

県立病院や教育、県道の整備、山梨環状線等をテーマとして議論

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可